

2022年5月30日
(第498号)

Contents

I TOPICS

最近のセミナーや論文等の情報

II 中国法令アップデート

公布済み法令

<憲法・行政法>

・地名管理条例

<民事訴訟法>

・「人身損害賠償事件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院の解釈」の改正に関する決定

<金融>

・先物及びデリバティブ商品法

<知的財産権>

・最高人民法院による第一審知的財産権民事、行政事件の管轄に関する若干の規定

・最高人民法院による基層人民法院における第一審知的財産権民事、行政事件の管轄基準の印刷・配布に関する通知

・北京市高級人民法院による知的財産権侵害民事事件における懲罰的損害賠償の適用に関する審理ガイドライン

<社会法>

・ネット視聴番組プラットフォームにおけるゲームライブ配信管理の強化に関する通知

草案・意見募集稿等

・婦女權益保障法(改正草案二次審議稿)

・デュアルユース品目輸出管理条例(意見募集稿)

・外商投資奨励産業目録(2022年版)(意見募集稿)

・国内企業の国外証券発行及び上場に係る秘密保持及び文書管理業務の強化に関する規定(意見募集稿)

・中華人民共和国薬品管理法実施条例(改正草案意見募集稿)

I TOPICS

今後のセミナー等の情報

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にご案内させていただいております。

◆最近のセミナーや論文等の情報

◆グレーターチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第 13 回(中国メインランド)

日時:2022 年 3 月 16 日

「中国の最近の処罰事例から学ぶ中国当局の考え方②(独禁法、サイバー法、個人情報)」

講師:パートナー中川裕茂弁護士

第 14 回(中国メインランド)

日時:2022 年 4 月 14 日

「中国会社法の改正案からみる新時代の会社ガバナンス」

講師:パートナー横井傑弁護士

第 15 回(台湾)

日時:2022 年 5 月 19 日

「日台ビジネスの紛争解決手段－訴訟と仲裁の選び方」

講師:アソシエイト吳曉青台湾弁護士

Ⅱ 中国法令アップデート

最新中国法令の解説

- ✓ 中国では年々知的財産権に係る民事訴訟・行政事件等が増加しているところ、事件の性質に応じて取り扱うことのできる管轄裁判所の基準が不明確であったため、実務的に混乱がみられた。この点、「最高人民法院による第一審知的財産権民事、行政事件の管轄に関する若干の規定」は、知的財産権の関する民事事件・行政事件の第一審の管轄の基準を示す司法解釈として注目である。
- ✓ 「先物及びデリバティブ商品法」は、中国で初めて法律レベルで先物及びデリバティブ商品に関して規定するものとして注目される。今後、先物及びデリバティブ商品に関する規制が同法を中心に一気に進む見込みである。

また、今号では、意見募集稿段階ではあるが、

- ✓ 婦女権益保障法(改正草案二次審議稿)
- ✓ 輸出管理法に関連する「デュアルユース品目輸出管理条例(意見募集稿)」
- ✓ 外商投資奨励産業目録(2022年版)(意見募集稿)

は正式公布された場合の実務的インパクトが大きいという観点でフォローアップが必要と思われる。詳細は下記ポイントをご覧ください。

公布済み法令

<憲法・行政法>

地名管理条例

[ポイント] 本条例は、1986年1月から施行されている地名管理条例を修正する内容のものであり、中国国内における地名の命名、名称変更、使用、文化保護及びそれに関連する管理活動につき規律するものである。本条例にいう地名とは、自然地理における実体の名称、行政区画の名称、村民委員会・居民委員会の所在地の名称、都市公園・自然保護地の名称、街路・路地の名称の他、重要な地理方位の意義を有する①住宅区・建物の名称、②交通運輸・水利・電力・通信・気象等の施設の名称、③その他の地理的実体の名称が含まれる(3条)。

地名の命名又は変更を行う場合、その地名は一定の条件に適合しなければならず(例えば、公序良俗に反してはならない、地理的実体の実際の地域・規模・性質等の特徴に合致してはならない、国家に通用する言語文字を使用し、めったに使わない文字を使用してはならない、一般的に人名を地名にしてはならず、国家の主導者の名前を地名にしてはならない、企業名称や商標名称を地名にしてはならない等)、地名の命名又は変更を行おうとする政府機関・企業組織・自治組織等は申請を行い、地方政府が審査認可を行う。

また、本条例に基づき審査認可された地名を標準地名とし、地名のローマ字のピンインは統一的な規則の元に記載することとされており、地名表示・交通表示・広告扁額等の標識や雑誌、ラジオ、テレビ等のニュース媒体及び政府のウェブサイト等の公共プラットフォームで情報を発信する情報などにおいては、標準地名を使用しなければならないとされている。

その他、地名の文化保護、監督検査及び本条例に違反した場合の罰則等についても規定されている。

[原文] 地名管理条例(中华人民共和国国务院令 第753号)

[公布/公表機関] 國務院(国务院)

2022年3月30日公布、2022年5月1日施行

執筆担当: 日本弁護士 徳山剛史

<民事訴訟法>

「人身損害賠償事件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院の解釈」の改正に関する決定

[ポイント] 本決定は、2021年1月1日より改正施行されている最高人民法院の司法解釈「人身損害賠償事件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院による解釈」の一部を改正する内容の決定である。

従前の司法解釈では、人身損害賠償事件における死亡又は後遺症による逸失利益は、受訴裁判所の所在地の都市部住民の年間平均可処分所得又は農村住民の平均純収入に基づき計算される(権利者の常住住所地の基準の方が金額が大きくなる場合は、その基準に基づく。)こととされていたが、今回の改正ではこれを都市部住民の年間平均可処分所得のみを基準とすることに改められた。本改正は2021年12月3日に公布された意見募集稿とほぼ同じ内容で施行されているが、当該意見募集稿の中では、今回の改正は2019年4月15日に公布された「中国共産党中央、国務院による健全な都市農村の融合発展体制メカニズム及び政策体系の建設に関する意見」の中で、「人身損害賠償制度を改革し、都市農村の住民の賠償基準を統一する」という目標が謳われていることによるものであるとされている。

[原文] 关于修改《最高人民法院关于审理人身损害赔偿案件适用法律若干问题的解释》的决定(法释〔2022〕14号)

[公布／公表機関] 最高人民法院(最高院)

2022年4月24日公布、2022年5月1日施行

執筆担当: 日本弁護士 徳山剛史

<金融>

先物及びデリバティブ商品法

[ポイント] 本法は、初めて法律レベルで先物及びデリバティブ商品に関する規定を設けるものである。中国国内における先物取引及びデリバティブ商品取引に適用される。その目的は、先物及びデリバティブ商品取引に関する規制を設け、先物市場及びデリバティブ商品市場を国民経済に資する方向で発展を促し、金融リスクの拡大を防止する点にある。

具体的な規定として重要なものは次のとおりである。①本法が適用される先物取引や先物契約等の定義を設けた。②証券監督管理委員会が全国先物取引市場を監督する機関と定めたものの、利率等の管理は国務院が行うものと定めた。③既に実施されている実名口座を用いた取引実務を追認し、法律上の規定として設け、違反者に対する罰則も設けた。また、取引当事者の適当性、取引手続の管理、保証金制度等も設けた。④デリバティブ商品取引については、金融機関のみがデリバティブ商品を販売することができる旨明記された。また、取引当事者の一方が破産手続を開始した際に、これを中止又は無効等となった場合に企業破産法が適用されないこと、及び破産管財人において取引の選択的履行(cherry-picking right)ができないことを明記した。さらに、⑤域外適用に関する規定も設け、域外で行われた取引についても、中国国内市場の取引者の利益を侵害した場合には、法的責任が追及できると規定した。当該規定は、例えば、中国国内の原資産を元に中国国外でトータル・リターン・スワップを実施する場合、スワップの相手方が中国において適格機関として登録されないという状況が存在することもあり、実名取引でないときには本法に違反することが想定される。

証券監督管理委員会のコメントによれば、証券監督管理委員会は、本法を基に関連する規範性文書の制定、改正、撤廃、解釈業務を引き続き実施するとのことである。今後の関連規定の動向も注目される。

[原文] 中华人民共和国期货和衍生品法(中華人民共和国主席令第111号)

[公布／公表機関] 全国人民代表大会常務委員会(全国人民代表大会常務委員会)

2022年4月20日公布、2022年8月1日施行

執筆担当: 日本弁護士 藤本 博之

<知的財産権>

最高人民法院による第一審知的財産権民事、行政事件の管轄に関する若干の規定

[ポイント] 本規定は、知的財産権に係る民事事件、行政事件の第一審の管轄について定めたものであり、主な内容は以下のとおりである。

①発明専利(日本にいう「特許」に相当)、実用新案、植物新品種、集積回路配置図設計、技術秘密、コンピュータソフトウェアの権利帰属、権利侵害に関する紛争及び独占に関する紛争をめぐる民事事件、行政事件の第一審は、知的財産権人民法院、省レベル人民政府の所在地の中級人民法院及び最高人民法院の指定した中級法院の管轄となる(1条1項)。

②意匠の権利帰属、権利侵害に関する紛争及び馳名商標の認定をめぐる民事事件、行政事件の第一審は、原則として、知的財産権法院及び中級人民法院が管轄権を有する。但し、最高人民法院の許可を得たことを前提として、前記事件のうち、意匠に関する行政事件以外のものについては基層人民法院も管轄権を有する(2条1項)。これにより、最高人民法院から許可を得た基層人民法院は、意匠に関する民事事件や馳名商標の認定に関する事件を取扱うことができるようになった。

③上記の①②以外の知的財産権に関する事件であって、その第一審の訴額が最高人民法院の確定した金額を超えたもの、及び國務院部門、県レベル以上の地方人民政府又は税関の行政行為に係るものについては中級人民法院の管轄となる(2条2項)。

④上記の①②③以外の知的財産権に関する民事事件、行政事件の第一審は、最高人民法院が確定した基層人民法院の管轄となる(3条)。

[原文] 最高人民法院关于第一审知识产权民事、行政案件管辖的若干规定(法释[2022]13号)

[公布／公表機関] 最高人民法院(最高院)

2022年4月20日公布、2022年5月1日施行

執筆担当:中国弁護士 李芸

最高人民法院による基層人民法院における第一審知的財産権民事、行政事件の管轄基準の印刷・配布に関する通知

[ポイント] 本通知は、上記の「最高人民法院による第一審知的財産権民事、行政事件の管轄に関する若干の規定」(以下「若干規定」という。)と同日に公布されたものであり、若干規定の3条(若干規定に関する上記の解説の④を参照されたい。)に規定する知的財産権に関する民事事件、行政事件の第一審の管轄権を有する基層人民法院を定めたものである。本通知では、表形式で、上記④に記載されている知的財産権に関する民事事件、行政事件の第一審の管轄権を有する基層人民法院及びその管轄地域、並びに取り扱いが可能となる訴額の上限額を列挙されている。また、本通知は、本通知施行後(施行日は2022年5月1日)に受理された事件に適用され、施行前に受理済みの事件については、従前の基準に準拠するとされている。

[原文] 最高人民法院关于印发基层人民法院管辖第一审知识产权民事、行政案件标准的通知(法[2022]109号)

[公布／公表機関] 最高人民法院(最高院)

2022年4月20日公布、2022年5月1日施行

執筆担当:中国弁護士 李芸

北京市高級人民法院による知的財産権侵害民事事件における懲罰的損害賠償の適用に関する審理ガイドライン

[ポイント] 中国では知的財産権の侵害に対しては、専利法、商標法、著作権法、不正競争防止法のいずれにおいても5倍以下の懲罰的賠償が導入されている。懲罰的賠償が適用されることで、権利者にとっては高額な賠

償金により損害を填補すること、権利侵害に対する抑止効果をもたらすことが期待される。2021年には、最高人民法院による懲罰的賠償を適用する民事案件に対する典型案件及び司法解釈が発表されているが、本ガイドラインは、北京市高級人民法院が、懲罰的損害賠償の要件、算定方法等について詳細に定めたものである。本ガイドラインは地方法院の審理時の指南ではあるが、国家知識産権局の所在する北京市の高級人民法院の規定であり、参照価値は高いと思われる。また、侵害訴訟においては製造者と販売者を共同被告とすることで販売地の人民法院を管轄とし、係争額・渉外性の有無によっては高級人民法院で権利侵害訴訟が審理されるため、懲罰的賠償の要件をみたしうる侵害訴訟については、北京市高級人民法院への係属の可否も検討すべきと考えられる。本ガイドラインのポイントは以下のとおり。

まず、中国では特に専利侵害事件については9割以上が法定賠償(権利者の損害・侵害者の利益・ライセンス料の合理的倍数がいずれも確定しがたい場合に裁判官の裁量で決定される賠償額)により賠償額が定まっているが、法定賠償を懲罰的賠償のベースとなる「基数」としてはならないことが明確にされている(3.2)。法定賠償額の上限額は各知財基本法の改正により近年500万元に引き上げられているが、単純に法定賠償の5倍の賠償額(すなわち上限2500万元)が課されることがないことは、侵害訴訟の被告となる場合において重要な点である。

次に、懲罰的賠償の適用は法院の職権でなく当事者主義が適用されることが明確化され、権利者が懲罰的賠償の基数、倍数及び賠償額総額を主張立証する必要がある(1.2、1.3)。行政処罰により罰金が併科される場合には、懲罰的賠償の支払による権利者救済が優先されることも規定される(1.5)。

また、専利法等の各知財基本法と同様に、懲罰的賠償は故意による権利侵害「かつ」情状が重大な場合に適用されることが確認された上(2.1)、一般に①故意による権利侵害と認められる場合(2.2)、②情状が重大な場合(2.3、2.4)に加え、③故意による権利侵害「かつ」情状が重大であると認められる場合(適用要件①②双方がみたされる場合)について規定していること(2.5)が注目される。③の場合として、業として侵害すること、映画・ドラマやインターネットゲームの公開前又は公開初期に配信すること、行政処罰や判決後に権利侵害を再開・継続すること、企業名や法定代表者を変更したり身代わり企業を新設して権利侵害を再開・継続すること等が規定されている。特に、適法にライセンスを受けた商品・サービスの提供と同時に侵害商品・サービスを提供することが注目され、本規定が、真正品を製造する工場等がライセンス料を支払わずに真正品と同様の商品を製造し横流しするような事例に対して抑止的作用をもたらすことが期待される。そのほか、ネットワークサービス提供者に対し懲罰的賠償が適用される要件が個別で定められている(第四部分)ことも注目される。

[原文] [北京市高级人民法院关于侵害知识产权民事案件适用惩罚性赔偿审理指南](#)

[公布/公表機関] 北京市高級人民法院 (北京市高院)

2022年4月25日公布、同日施行

執筆担当: 日本弁護士 岩井久美子

<社会法>

ネット視聴番組プラットフォームにおけるゲームライブ配信管理の強化に関する通知

[ポイント] 本通知は、ゲームライブ配信の管理に関する規定である。ネットライブ配信における違法行為の多発、未成年者のゲーム依存等の問題が深刻化している背景の下、本通知は、ゲームライブ配信の規制に向け、関連規定を定める。主な内容は以下のとおりである

- ① ネットドラマ、ネットライブ配信等のネット視聴番組プラットフォームは、当局の許可を取得していないオンラインゲームのライブ配信を行い、又は「ライブ配信ルーム」等を通じて違法ゲームの内容を宣伝、紹介してはならない。
- ② ライブ配信プラットフォームは、オンラインゲームライブ配信の内容の審査、監督を強化するための措置を取らなければならない。
- ③ 「ライブ配信者」の行為の更なる規範化。低俗な行為、アクセス数至上主義等の好ましくない現象を防止す

る。

- ④ ゲームライブ配信プラットフォームは、未成年者のゲーム依存防止制度を構築し、これを徹底的に実施しなければならない。青少年モードや実名制等の実施、未成年者による投げ銭の禁止、未成年者による投げ銭の返金ルートの確保等の措置を取らなければならない。
- ⑤ ネット視聴番組プラットフォームは、海外ゲームのライブ配信を行う前に、当局に届出を行い、又はその許可を取得しなければならない。

[原文] 关于加强网络视听节目平台游戏直播管理的通知（网函〔2022〕27号）

[公布／公表機関] 国家ラジオテレビ総局ネット視聴番組管理司、中共中央宣伝部（国家广播电视总局网络视听节目管理司、中共中央宣传部出版局）

2022年4月12日公布、同日施行

執筆担当：北京事務所顧問 李彬

草案・意見募集稿等

婦女權益保障法(改正草案二次審議稿)

[ポイント] 本審議稿は、婦女權益保障法についての、昨年12月24日に発表された第一次審議稿（詳細は、China Legal Update 2022年1月19日号(第494号)をご参照)に続く、2度目の審議稿である。本審議稿においては、第一次審議稿においては、第6章にあった人権にかかる条項を第3章に移動させ、第一次審議稿においては第8章「法的救済と法的責任」と一つにまとめられていた事項が、「第8章救済措置」と「第9章法的責任」の2つの章に分割されるなど、より人権保護を重視し、法的責任を明確にし、さらに被害者救済につなげるという姿勢を明確にしている。本審議稿においては、以下のとおり、第一次審議稿の段階から記載されていた、企業に対する①雇用時及び雇用期間中における性差別撤廃義務、②セクシャルハラスメントの防止と抑制のための制度設立にかかる法的責任はそのまま維持されており、本審議稿については、企業のコンプライアンス管理の観点から、今後も引き続き動向に注視する必要がある。

① 雇用時及び雇用期間中における性差別撤廃義務

本審議稿は、企業に、国が別途定める場合を除き、募集者を男性に限定したり、男性を優先したり、基本的な個人情報に加えて、女性求職者の結婚・出産状況や意欲を調査したり、妊娠検査をオンボーディング健康診断項目とし、結婚、出産、結婚・出産状況の制限を雇用の条件としたり、性別を理由に女性採用を拒否したり、女性採用基準を差別したりしてはならないとしている(本審議稿 45 条)。更に、雇用期間中においても、上記女性であることだけでなく、結婚、出産、結婚・出産状況を昇給・業務評価の対象又は基準としてはならないと、禁止事項をより明確にしている(本審議稿 51 条)。

② セクシャルハラスメントの防止と抑制のための制度設立にかかる法的責任

従前から存在したセクシャルハラスメントの識別の難しさという問題を解決するため、本審議稿は、セクシャルハラスメントの特徴的な場面を列挙している。具体的には、女性の意思に反して、性的意味合いや性的暗示を持つ言葉の表現、不適切で不必要な身体的行為、明らかに性的意味を持つ画像、テキスト、情報、音声、ビデオの表示または伝達、親密な関係や性的関係の発展が何らかの利益をもたらすこと等をセクシャルハラスメントとみなされる状況として明確に例示した(本審議稿 25 条)。更に、被害者は、セクシャルハラスメントがあれば、企業・関連する国家機関に報告し、また公安に告訴することや民事訴訟を提起することも可能と定め、セクシャルハラスメントの被害者に対する救済手段をより明確にしている。

また、本審議稿は、企業に対し、女性に対するセクシャルハラスメントの防止と抑制のために、セクシャルハラスメントを禁止する規則を制定すること、セクシャルハラスメントの防止と抑制のための研修の実施、セクシャルハラスメント予防のために必要な安全対策を講じること、関連する苦情窓口を設置すること、セクシャルハラスメントの調査及び処分手続きを確立し、改善し、紛争を速やかに処理し、当事者のプライバシーを保護する措置をとること等の一連の法的責任を担うことを求めている(本審議稿 28 条)。

[原文] 中华人民共和国妇女权益保障法（修订草案二次审议稿）

[公布／公表機関] 全国人民代表大会常任委員会（全国人民代表大会常务委员会）

（意見募集期間：2022年4月20日～2022年5月19日）

執筆担当：日本弁護士 尾関 麻帆

デュアルユース品目輸出管理条例(意見募集稿)

[ポイント] 商務部は、2022年4月22日、デュアルユース品目における輸出管理を強化し、規範化等するため、「輸出管理法」(2020年12月1日施行)に基づき、「デュアルユース品目輸出管理条例(意見募集稿)」(以下「本意見募集稿」という。)を公表した。デュアルユース品目の輸出管理については、これまで分野別に、①「核デュアルユース品及び関連技術輸出管理条例」、②「ミサイル並びに関連物品及び技術輸出管理条例」、③「生物デュアルユース品並びに関連設備及び技術輸出管理条例」及び④「関係化学品及び関連設備及び技術輸出管理弁法」(当該4つの規定を以下「旧条例等」と総称する。)を含む複数の法令、及び当該法令を根拠とする各種リスト(「核デュアルユース品及び関連技術輸出管リスト」等)に基づいて管理されてきた。「輸出管理法」の施行を受け、本意見募集稿は旧条例等を一本化し、デュアルユース品目に関する細則を統一するものである(本意見募集稿第60条によれば、本意見募集稿が施行された場合には旧条例等は廃止される)。本意見募集稿の主な内容は、以下のとおりである。

1. 核、ミサイル及び生物等に関するデュアルユース品目については、旧条例等では、輸出経営者に対し経営登記が義務付けられているが、本意見募集稿では当該規定は設けられておらず、経営登記制度が廃止されている。なお、本意見募集稿により統一される旧条例等以外の規定(「監視制御化学品管理条例」等)において、経営登記制度が採用されているものについては、従前どおり、経営登記を要すると考えられる点には留意が必要である。
2. 「輸出管理法」の施行に伴い、輸出経営者としては、輸出しようとする貨物・技術・サービスが規制対象であるか否かを判定(該非判定)することが望ましいといった指摘がされていたところ、本意見募集稿では、輸出経営者に対し該非判定を行うことが義務付けられている(第37条)。そのほかにも、貨物・技術・サービスの輸出完了後3年以内に、国の安全及び利益が脅かされるリスク等を発見した場合には、輸出経営者に対して、商務部への報告義務が課されているほか(第27条)、デュアルユース品目の輸出関連資料の保存義務(最低5年間)も明記されており(第39条)、「輸出管理法」では定められていない輸出経営者に関する義務が追加されている。
3. 「輸出管理法」上、中国国内の組織・個人に対して、国の安全及び利益を脅かすおそれのある輸出管理規制の関連情報の国外提供が禁止されているところ(第32条第2項)、本意見募集稿では、当該行為に加え、国务院商務部主管部門の同意を経ずに、中国公民、法人及びその他の組織が外国政府の行う輸出管理の現場訪問又は審査を受けることを承諾し、又は受けることが禁止されている(45条)。そのため、輸出経営者が米国商務省産業安全保障局(BIS)による現場検証を受け入れた場合には、本意見募集稿に違反する可能性があるため、中国で活動する企業が米中両国による規制の板挟みに陥るおそれが指摘されている。

なお、旧条例等を含む複数の法令を根拠とする各種リストは、毎年年末に、「デュアルユース品目及び技術輸出入許可証管理目録」にて、統合されたものが公表されるが、当該目録の根拠法令である「デュアルユース品目及び技術輸出入許可証管理弁法」(2006年1月1日施行)は、本意見募集稿の正式版の施行後も引き続き有効であると思われる。そのため、本意見募集稿の正式版の施行後も、「デュアルユース品目及び技術輸出入許可証管理目録」は、各種リストを統合した目録として引き続き制定されるものと思われる。今回公表された条例は、意見募集の段階であるものの、本意見募集稿の正式版が公布・施行された場合には、上記のとおり、企業の輸出管理体制を含むコンプライアンス体制にも少なからず影響が生じられると思われるため、今後の制定動向に注視する必要がある。

[原文] 两用物项出口管制条例（征求意见稿）

[公布／公表機関] 商務部(商務部)

(意見募集期間:2022年4月22日~2022年5月22日)

執筆担当:日本弁護士 芳賀洋一

外商投資奨励産業目録(2022年版)(意見募集稿)

[ポイント] 本目録は、2020年12月27日公布の「外商投資奨励産業目録(2020年版)」を改正するものである。外商投資奨励産業目録は、その名のとおり、中国政府が外国資本による投資を奨励する産業分野を列挙したものであり、リストに記載された産業に従事する外商投資企業は、税金やプロジェクト用地の取得等の方面で優遇を受けることができる。本目録は、「全国外商投資奨励産業目録」(全国目録)と、中西部、東北、海南省への投資に関して適用される「中西部地区外商投資優勢産業目録」(中西部目録)の二つのリストから構成されている。

意見募集稿と併せて公表されている国家發展改革委員会及び商務部による説明によると、本意見募集稿においては、全体として、「総量の増加と構造の最適化」が行われており、2020年版と比べ、238項目の追加、114項目の修正、38項目の削除がなされている。特に、中西部及び東北地区の労働力や特産資源等の強みと、投資誘致の必要性に鑑みて中西部目録が拡充されている。新規に追加された項目の多く(238項目中188項目)も中西部目録への追加である。また、産業分野としては、主に製造業(全国目録において、デバイス、パーツ、装備の製造等に関する項目が追加されている)及び生産関連サービス業(全国目録において、専門デザイン、技術サービス、開発等に関する項目が追加されている)において、外国資本の投資を引き続き奨励する方針で改正を行っているとのことであり、主として先進製造業やハイテク産業における外資の利用を強化しようとする傾向が認められる。

なお、以前存在した「外商投資産業指導目録」は奨励類、制限類、禁止類の産業が記載された統一のリストであり、数年に一度の頻度で更新されていたが、2017年版において、制限類と禁止類をまとめて「外商投資参入特別措置(ネガティブリスト)」として整理がされて以降、かかるネガティブリストと、奨励類のリスト(本目録に含まれる全国外商投資奨励産業目録)は、別個のものとしてアップデートされている。

[原文] 鼓励外商投资产业目录(2022年版)(征求意见稿)

附件1: 《鼓励外商投资产业目录(2022年版)(征求意见稿)》

附件2: 关于修订《鼓励外商投资产业目录》的说明

[公布／公表機関] 国家發展改革委員会、商務部(发改委、商務部)

(意見募集期間:2022年5月12日~2022年6月12日)

執筆担当:日本弁護士 唐沢晃平

国内企業の国外証券発行及び上場に係る秘密保持及び文書管理業務の強化に関する規定(意見募集稿)

[ポイント] 中国証券監督管理委員会は4月2日に「国内企業の国外証券発行及び上場に係る秘密保持及び文書管理業務の強化に関する規定(意見募集稿)」を公布し、社会に向けて意見を募集した。同意見募集稿の目的は、国内企業の国外上場に関する秘密保持と文書管理業務を一層強化し、上場会社の情報安全責任を明確にして、国家情報の安全を維持し、国境を越えた監督管理における協力の効率を高めるためである。2009年施行の「国外証券発行及び上場に係る秘密保持及び文書管理業務の規定」や2020年3月改正施行の証券法では、中国企業の国外での上場に係る秘密保持や関連情報の域外提供に関する規定を定めていた。

今回の意見募集稿は主に元の規定に対して以下の調整を行っている。

1. 同意見募集稿制定の法的根拠を明確にし、「中華人民共和国會計法」、「中華人民共和国登録會計士法」などの関連法令を上位法として追加する。
2. 適用範囲を調整し、「国外上場会社」(国外上場の外資株発行の国内株式会社を指す)から「国内企業」(国

外で直接発行・上場している国内の株式会社及び国外で間接発行・上場している主体の国内運営エンティティの両方を含む)に変更する。これにより、企業の国外直接上場と間接上場のいずれも適用することを明確にする。

3. 企業の情報安全責任を明確にし、国内企業の証券の国外発行及び上場活動における国内企業、関連証券会社、証券サービス機構の秘密保持と文書管理の面でより明確なガイドラインを提供する。国内企業は、国外発行上場の過程において証券会社、会計士事務所等の証券サービス機構及び国外監督管理機構に書類、資料を提供、開示する場合、又はその国外上場主体などを通じて提供、開示する場合、秘密保持関連の法令を遵守しなければならない。国内企業は、関連証券会社、証券サービス機構に書類、資料を提供する場合、提供する秘密保持情報について書面で具体的に説明しなければならない。証券会社、証券サービス機構は、上述の書面説明を適切に保管し、調査に備えなければならない。

4. 越境監督管理協力の手配を整え、安全かつ効率的に越境監督管理協力を展開するために制度保障を提供する。

[原文] 关于加强境内企业在境外发行证券与上市相关保密和档案管理工作的规定(征求意见稿)

[公布／公表機関] 証券監督管理委員会（证监会）

（意見募集期間：2022年4月2日～2022年4月17日）

執筆担当：北京事務所顧問 李加弟

中華人民共和国薬品管理法実施条例(改正草案意見募集稿)

[ポイント] 中国では、日本の薬機法(旧薬事法)に相当する「薬品管理法」が2019年に大幅に改正されているところ、本意見募集稿は(薬品管理法の細則にあたる)現行の条例(2002年に公布・施行)をそれに合わせて改正しようとするものである。具体的には、薬品管理法において導入された「薬品上場許可保有者」制度の詳細を本条例にも盛り込んでいる。

その他に、希少疾患の新薬開発・承認を促進するために、一定の条件を満たした新薬には薬事承認手続きにおいて、7年を超えない市場独占期が付与され得る等が規定されている点も注目点と思われる。

[原文] 中华人民共和国药品管理法实施条例(修订草案征求意见稿)

[公布／公表機関] 国家薬品監督局（药监局综合司）

（意見募集期間：2022年5月9日～2022年6月9日）

執筆担当：日本弁護士 若林 耕

※＜上記以外の今月のその他の重要な新法令＞

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 射手矢 好雄(yoshio.iteya@amt-law.com)
 - 弁護士 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)
 - 弁護士 中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
 - 弁護士 若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)
 - 中国弁護士 屠 錦寧(tu.jinning@amt-law.com)
 - 弁護士 尾関 麻帆(maho.ozeki@amt-law.com)
 - 弁護士 横井 傑(suguru.yokoi@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。